# ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)の実施状況



2025年3月1日 外務省領事局ハーグ条約室

1

- 2014年4月1日、日本においてハーグ条約が発効。 (2013年5月22日国会承認、2014年1月24日条約に署名、受諾書をオランダ外務省に寄託。2014年1月29日公布。)
- 基本的な考え方:「子の監護に関する事項において子の利益が最も重要」(条約前文)
- > 条約の目的:
  - ①締約国間において一方の親に国境を越えて不法に連れ去られ、又は留置された子の迅速な返還を確保
     (子の監護に関する紛争は子の元の居住国(常居所地国)で解決されるのが望ましいとの考えに基づく)
     ⇒ 原則:不法に連れ去り・留置された子は、元の居住国(常居所地国)へ返還
     例外:返還すれば子が心身に害悪を受けることとなる重大な危険があると認められた場合等
     ②締約国間において国境を越えた親子の接触の権利が効果的に尊重されることを確保
- > 各締約国で指定された中央当局は、条約の目的達成のため、相互に協力し、全ての適当な措置を取る
- (注)上記①、②いずれも両親の国籍は問わない。対象となる子は16歳未満。日本の中央当局は外務大臣。

#### 2. 締約国(103か国)

赤字: 日本との間で事案がある又はあった国・地域(46か国・1地域)(外務大臣が援助決定を行った事案のみ)

黒字: 日本との間で事案がない国・地域((注)の4か国は日本との間で未発効)

<b>アジア</b> 韓国 シンガポール スリランカ タイ 中国(香港、マカオのみ) 日本 フィリピン パキスタン	<ul> <li>北米</li> <li>カナダ</li> <li>米国</li> <li>中南米</li> <li>アルゼンチン</li> <li>ウルグアイ</li> <li>エクアドル</li> <li>エルサルバドル</li> <li>ガイアナ(注)</li> </ul>	セントクリストファー・ネービス チリ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア パナマ パハマ パラグアイ バルバドス(注) ブラジル ベネズエラ	<b>欧州</b> アイスランド アイルランド アルバニア アルメニア アンドラ イタリア ウクライナ ウズベキスタン 英国	北マケドニア キプロス ギリシャ クロアチア サンマリノ ジョージア スイス スウェーデン スペイン スロバキア	ドイツ トルクメニスタン ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド	モルドバ モンテネグロ ラトビア リトアニア ルーマニア ルクセンブルク ロシア	<b>アフリカ</b> h-ボ ベ レレデ (注) ガボン ギニア ザンビア ジンバブエ セーシェル チュニジア ブルキナファソ ボツ ボッワナ (注)
<b>大洋州</b> オーストラリア ニュージーランド フィジー	キューバ グアテマラ コスタリカ コロンビア ジャマイカ	ベリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ	エストニア オーストリア オランダ カザフスタン	スロベニア セルビア チェコ デンマーク	ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル マルタ モナコ	<b>中東</b> イスラエル イラク トルコ	南アフリカ モーリシャス モロッコ レソト

# 3. 外務大臣に対する援助申請数(国別内訳)

	子の返還援助申請	子との交流援助申請			
	222	153			
日本に所在する子 に関する申請	<ul> <li>(うち援助決定は194件)</li> <li>米69、豪16、英9、加9、独9、仏9、シンガボール6、ブラジル6、</li> <li>伊4、韓4、スイス4、スペイン4、ニュージーラント・4、香港4、露4、</li> <li>スリランカ3、トルコ3、ハンガリー3、ヘルギー3、メキシコ3、</li> <li>アイルラント・2、アルセンチン2、タイ2、ウクライナ1、エクアト・ル1、エストニア1、</li> <li>ギリシャ1、コロンビア1、ジャマイカ1、スウェーデン1、パラグアイ1、</li> <li>フィジー1、フィリピン1、フィンラント・1、ペル-1</li> </ul>	(うち援助決定は129件) 米57、英11、豪11、加7、シンガポール7、ニュージーランド6、 伊5、独5、仏5、スイス3、メキシコ2、アルセ`ンチン1、エストニア1、 コスタリカ1、コロンビア1、スウェーテ`ン1、タイ1、チェコ1、 フィンラント゛1、ブラジ゙ル1、ベルギー1、			
	(審査中3、却下等25)	(審査中3、却下等21)			
外国に所在する子 に関する申請	198	51			
	(うち援助決定は172件) 米37、タイ16、フィリピン15、ブラジル14、韓12、露9、 仏7、ペルー7、豪6、英5、加5、独5、 伊4、スウェーデン4、スリランカ4、ポーランド4、香港4、 ジンガ゙ポール2、スイス2、エクアドル1、グアテマラ1、スペイン1、スロバキア1、 チェコ1、デンマーク1、トルコ1、ベラルーシ1、南アフリカ1、ルーマニア1	(うち援助決定は46件) 米9、独5、露4、加3、韓3、タイ3、 アイルラント <sup>*</sup> 2、ウクライナ2、英2、オランダ <sup>*</sup> 2、豪2、シンガ <sup>*</sup> ボ <sup>*</sup> ール2、 ウルク <sup>*</sup> アイ1、ジ <sup>*</sup> ンハ <sup>*</sup> フ <sup>*</sup> エ1、スイス1、デ <sup>*</sup> ンマーク1、 フィジ <sup>*</sup> ー1、ポ <sup>*</sup> ーラント <sup>*</sup> 1、香港1、			
	(審査中4、却下等22)	(却下等5)			
合計	420(うち援助決定は366件)	204(うち援助決定は175件)			
	624(うち援助決定は541件)				

## 4. 外務大臣に対する援助申請数(推移)

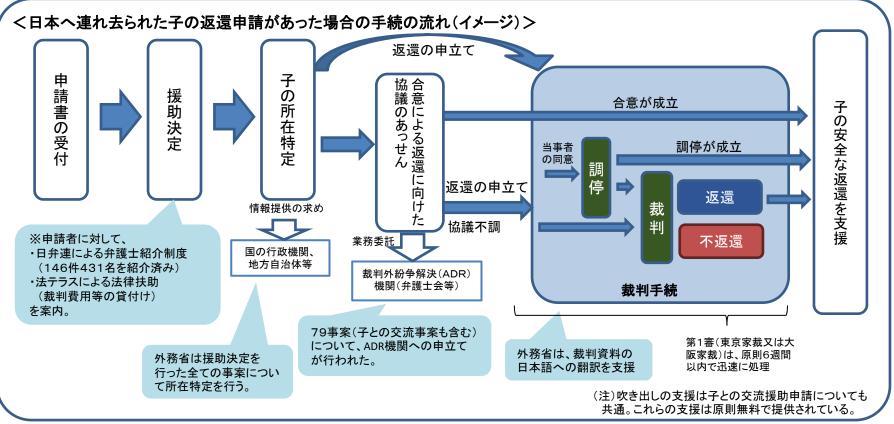
	2014年 度	2015年 度	2016年 度	2017年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		<b>2024年度</b> (2025年 3月1日現在)	計
計	113	69	55	42	56	48	59	29	46	52	55	624
(a)	26	19	23	19	18	27	23	11	23	17	16	222
(b)	18	21	17	15	26	11	20	11	12	23	24	198
(c)	55	20	12	6	10	8	13	2	8	8	11	153
(d)	14	9	3	2	2	2	3	5	3	4	4	51

(a)日本にいる子の外国への返還援助申請件数
 (b)外国にいる子の日本への返還援助申請件数
 (c)日本にいる子との交流援助申請件数
 (d)外国にいる子との交流援助申請件数

(注)子との交流援助申請((c)及び(d))は、2014年度の申請数が多かった。その背景は、ハーグ条約発効(2014年4月)以前に発生した連れ去り 等については、子との交流援助のみ申請が可能なため。

## 5. 外務省による支援

外務大臣は、条約の実施に中心的な役割を担う「中央当局」として指定されており、子の返還、 子との交流の実現のための援助を実施。



- ▶ 数週間で友好的に解決する例もあれば、裁判に進み1年以上かかる例もある。
- 外務省では、法曹関係者、児童心理専門家、DV対応専門家、入国審査官等の多様な経験を有 する外部人材を受け入れて支援に当たっている。(当事者の一方が、DV又は児童虐待を主張している事案については、DV対応専門家、児童心理専門家等が相談に応じ、支援機関の紹介等 をしている。)

## 6. これまでの実績:返還援助決定事案

日本から外国への子の返還が求められた事案のうち138件について、子の返還が確定もしくは実現、または子の不返 還が確定したとの結論に至っている。これらのうち約65%が、当事者の任意または合意による解決(裁判所決定以外によ る解決)となっている。外国から日本への子の返還が求められた事案については、124件について結論に至っている。

外国返還援助決定	194件		日本国返還援助決定事案	172件		
継続事案		15件		継続事案	23件	
子の返還が確定もしくは実現、 または子の不返還が確定した事案		138件		子の返還が確定もしくは実現、 または子の不返還が確定した事案	124件	
(内訳)		返還 79件	不返還 59件	(内訳)	返還 78件	不返還 46件
1 話合い等による解決		23件	16件	1 話合い等による解決	40件	14件
	1)裁判内調停	25件	20件			32件
2 裁判手続	2)和解	3件	2件	2 裁判手続	38件	
	3)決定	<b>28件</b> <sub>注)</sub>	21件			
その他 (援助決定後取下げ等)		41件		その他 (外国中央当局で却下された事案等)	25	5件

注)うち1件は調停に代わる審判。

	裁判手続による返還実現率 ※裁判所が代替執行を行った案件のうち、返還が実現した割合。									
<i>/</i> \-	ーグ条約実施法の一部が改正され、20	20年4月1	日に施行。							
(改)	E法施行前)代替執行を行った案件 うち「代替執行の結果、返還	9件 1件	(改正法施行後) 代替執行を行った案件 うち [ 代替執行の結果、返還	7件 5件						
	人身保護法により返還	3件	└ 人身保護法により返還	1件	_					
-	裁判手続による返還実現率	44%	裁判手続による返還実現率	86%	_					

## 7. 子との交流援助決定事案

子との交流援助決定を行った事案の多くについて、両当事者による話し合いや裁判手続が実現。これらの事案の中には、子や 親が国境を越えての交流(親子交流支援団体が関与したものを含む)が実現した事案や、ビデオ通話による交流(「ウェブ見ま もり交流」等)が実現した事案などがある。

#### 8. ハーグ条約の意義

#### (1) 着実な実施

- > 国境を越えた子の連れ去り等について、法の下で定められた手続に則った解決が可能となった。
- (2)子の連れ去り等の予防と安定的な家族関係
- ハーグ条約についての周知・広報を通じて、安易な子の連れ去り等の予防に努めるとともに、在外公館においても、弁護士、日本語対応可能なD V被害者支援団体等の紹介も含めた相談対応を実施。
- ハーグ条約という安定的なルールには、海外在住邦人にとって一方の親と子のみでの日本への里帰りの制約や出国時のトラブルを減らす効果がある。
- (3) グローバル化に対応
- 日本人と外国人の間の国際結婚カップルだけではなく、国境を越える日本人同士の間の事案、外国人同士の間の事案も対象として条約が適用 されている。日本国内における国際化や日系企業等の海外展開により生じるニーズにも対応。

#### (4)過去の事案への誠実な対応

ハーグ条約発効前の連れ去り等は、条約が遡及適用されないため返還援助の対象ではないが、日本中央当局は、子との交流に向けて援助し、 両当事者間の話し合い等を支援。こうした支援を通じて、実際に子が元いた国に帰る結果となった例もある。